

「あいち はぐみんプラン 2015－2019」の中で一体的に策定した  
「子ども・子育て支援事業支援計画」及び「子どもの貧困対策推進計画」の中間見直しについて

## 1 中間見直しを行った計画

### (1) 子ども・子育て支援事業支援計画

根拠 子ども・子育て支援法第 62 条第 1 項

計画内容 ○教育・保育の量の見込み、確保方策・実施時期等の提供体制の確保  
○保育士等の人材確保 ○子どもの保護や援助措置等の社会的支援

### (2) 子どもの貧困対策推進計画

根拠 子どもの貧困対策の推進に関する法律第 9 条

計画内容 ○教育の支援 ○保護者への就労の支援 ○生活の支援 ○経済的支援

### ○「保育の受皿整備」 8,649 人分上積み

現行計画では、保育ニーズは減少するものの、待機児童解消のための整備を行うため 5 年間で 7,094 人分の定員が増加する計画としていた。

中間見直しでは、潜在的ニーズを含めた保育ニーズの上積みに対応するため **5 年間で 15,743 人増、現行計画より 8,649 人分の上積み**となった。

(※) 計画の 2 号、3 号の確保方策（保育所等の施設の利用定員数）の合計

【2号】3歳以上で、保育が必要な場合（保育所、認定こども園）

【3号】3歳未満で、保育が必要な場合（保育所、認定こども園）

## 2 中間見直しを行う理由

### (1) 子ども・子育て支援事業支援計画

○ 市町村の「子ども・子育て支援事業計画」で定める計画数値が、実績と大きく乖離した場合には、中間年において、計画を見直すこととされている。（平成 26 年内閣府告示第 159 号（基本指針））

○ 県計画は、市町村計画の数値等を積み上げたものとするを基本（平成 26 年内閣府告示第 159 号（基本指針））としており、**市町村で中間見直しが実施**されることに伴い、**県計画の中間見直し**を行った。

### (2) 子どもの貧困対策推進計画

○ 平成 29 年 9 月に「子どもの貧困対策検討会議」から知事に提出された「**子どもが輝く未来に向けた提言**（以下「提言」という。）」の内容を計画に反映するため見直しを行った。

### ○「確保すべき保育士数（※）」 6,485 人上積み

現行計画では、子どもの数の減少を前提としたため、確保すべき保育士数は 5 年間で 842 人減少する計画としていた。

中間見直しでは、29 年度の保育士配置の現状を踏まえ、保育の受皿整備を反映した市町村の採用計画を積み上げて必要数を見込んだ結果、**5 年間で 5,643 人増、現行計画より 6,485 人の上積み**となった。

(※) 保育士、保育教諭の人数の合計

### ○「放課後児童クラブ登録児童数」 4,422 人上積み

現行計画における目標数値（52,004 人）については平成 29 年度に達成したが（H29 実績 54,469 人）、待機児童の状況や今後のニーズの状況等を踏まえ、市町村計画の見直しに対応して、**現行計画より 4,422 人上積み**となった。

## 3 中間見直しの主なポイント

### (1) 子ども・子育て支援事業支援計画

計画を上方修正し、計画期間の終期である平成 31 年度までに、隠れ待機児童も含めた保育所等及び放課後児童クラブの待機児童解消を目指す。

### ○「保育ニーズ（※）の見込み」 9,443 人上積み

現行計画では、子どもの数の減少を前提としたため、保育ニーズは 5 年間で 7,077 人減少する計画としていた。

中間見直しでは、女性の就業率向上や保育認定の実績、潜在的ニーズ等を考慮し、**5 年間で 2,366 人増、現行計画より 9,443 人の上積み**となった。

(※) 計画の 2 号、3 号の量の見込み（保育所等に通いたいという人数）の合計

### (2) 子どもの貧困対策推進計画

#### ○ 基本施策 11「子どもの貧困・ひとり親家庭への支援」

「現状と課題」及び「取組の方向性」の記述に「提言」の経緯及び位置づけを追記し、「今後の取組」に、「提言」を踏まえ必要となる新たな取組を追記した。

#### ○ 基本施策 2「就労支援」

「今後の取組」に、「提言」を踏まえ必要となる新たな取組を追記した。